

開催年月日 令和4年9月28日(水)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 議員
 答弁者 病院事業管理者 鈴木 信寛

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>三 個人情報保護法施行条例等について (二) 捜査関係事項照会の実態について 道警察が知事部局をはじめ各執行機関に対して、裁判所の令状によらない「捜査関係事項照会」による個人情報の入手と収集が長年に渡って行われています。過去5年間の捜査関係事項照会により回答した件数、しなかった件数及び令状による提供件数について、知事、病院事業管理者、教育長および選挙管理委員長に伺います。</p> <p>(三) 個人情報の取扱いについて 私は昨年(2022年)の第1回定例会において、道立図書館への捜査関係事項照会への対応は、令状による対応に改めるべきだと求め、教育長は「原則として令状に基づき対応する」、「図書館利用者の読書事実などは取扱いに特に配慮を要する」と答弁されました。同様に知事部局や各執行機関が保有する個人情報も配慮を要するものと考えますが、見解を伺います。 また、北海道個人情報保護条例に規定されている要配慮個人情報すなわち本人の信条、病歴、犯罪の経歴等は捜査関係事項照会により提供しているのですか。図書館と他の執行機関では個人情報の取扱いに相違がありますか。 併せて、それぞれ知事、病院事業管理者、教育長および選挙管理委員長に伺います。</p> <p>(三) -再1 捜査関係事項照会に対する提供について 警察の捜査関係事項照会に対し、個別具体的に判断と言いますが、当該個人情報を提供しなければ目的が達せられないと、どう検証し判断したのですか。知事、病院事業管理者および教育長に伺います。</p> <p>(三) -再2 捜査関係事項照会に対する対応基準の策定について 通信アプリ大手のLINEは、過去5年間で約1万1千件以上の個人情報を提供していますが、96%以上が令状に基づく対応で、捜査関係事項照会対応はわずか4%にも満たない状況です。「捜査機関への情報提供は社内で定める厳格なプロセスによってのみ行われる」とし、警察への提供拒否の基準も明確に示されています。 捜査関係事項照会ではなく、令状に基づき対応すべきと考えますが、少なくとも捜査関係事項照会に対する厳格な対応基準を策定し、個人情報提供状況を道民に明らかにすべきではありませんか。知事、病院事業管理者および教育長に伺います。</p>	<p>【病院事業管理者】 個人情報保護法施行条例に関し、捜査関係事項照会等への対応についてであります。道立病院には、道警察から平成29年度から令和3年度までの5年間で合計283件の捜査関係事項照会があり、そのすべてに対して回答を行っております。 なお、裁判所からの令状に基づくものはございませんでした。</p> <p>【病院事業管理者】 個人情報の取扱いについてであります。道立病院局が保有する個人情報につきましては、道立病院を利用する患者の皆様の情報など、配慮が必要であり北海道個人情報保護条例の規定に基づき適切に取り扱わなければならないものと認識しております。 要配慮を含む個人情報は、条例において、「実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない」としてありますが、法令等の規定に基づくときなどは、この限りでないとしていることから、道立病院局では、刑事訴訟法の規定に基づく捜査関係事項照会があった際には、捜査機関が個人情報の提供を受けなければ目的を達成することが困難かどうか、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないか否かを個別に検討し、慎重に判断の上、回答しているところであります。</p> <p>【病院事業管理者】 捜査関係事項照会への対応についてであります。捜査機関からの捜査関係事項照会は、刑事訴訟法の規定に基づき、捜査目的を達成するために、必要な事項について照会されているものと承知しており、個別の事案ごとに慎重に検討し、当該個人情報の提供を受けなければ、目的の達成が困難であると判断したものであります。</p> <p>【病院事業管理者】 個人情報の取扱いについてであります。個人情報は、個人の権利利益に関わるものであることから、適正に取り扱わなければならないものと認識しており、道立病院局としては、今後とも、捜査関係事項照会に対して、個人情報保護条例に基づき、適切に対応してまいります。</p>